

令和6年

総務委員会

1月23日

豊明市議会

総務委員会会議録

令和6年1月23日

午前10時21分 開会

午前10時53分 閉会

1. 出席委員

委員長	郷右近 修	委員	岡島 ゆみこ
委員	林 ゆきひろ	委員	月岡 修一
議長	鵜飼 貞雄		

2. 欠席委員

副委員長 中堀 りゅういち

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	浅井 俊一	議事課長補佐 兼議事担当係長	寺島 慎二
庶務担当係長	福田 悦子		

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	小浮 正典	副市長	土屋 正典
行政経営部長	小串 真美	市民生活部長	宇佐見 恭裕
財政課長	浦 倫彰	市民課長	杉浦 由季

5. 傍聴議員

青木 けんじ	鈴木 智和	浅井 たかお	こんどう のぶお
近藤 ひろひで	服部 龍一	いとう ひろし	武谷 としお
毛 受 明 宏	三浦 桂司	一色 美智子	堀内 ちほ
清水 義昭	ふじえ 真理子		

6. 傍聴者

2名

午前 10 時 21 分開会

○総務委員長（郷右近 修議員） それでは、ただいまから総務委員会を開会いたします。

なお、本日、中堀委員より欠席の連絡がございましたので、御報告いたします。

会議に先立ちまして、市長より御挨拶をお願いいたします。

市長。

○市長（小浮正典君） 皆様、お疲れさまでございます。

本日の総務委員会に付託されました案件は3議案でございます。慎重なる審査をいただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） ありがとうございます。

続きまして、議長より御挨拶をお願いいたします。

議長。

○議長（鵜飼貞雄議員） すみません。お疲れさまです。

本日の総務委員会、3議案でございます。

副委員長の中堀りゆういちさんがいらっしゃらないので、皆様、その辺りを留意していただき、質疑のほうお願いしたいと思います。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） ありがとうございます。

それでは、会議を開きます。

お諮りいたします。市長は自席待機といたしたいが、これに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（郷右近 修議員） ありがとうございます。

御異議なしと認めます。それでは、市長は退席願います。

なお、市長におかれましては、答弁を求める機会がある場合には御出席いただきますので、御承知おきをお願いいたします。

（市長退席をなす）

○総務委員長（郷右近 修議員） 本日の傍聴につきまして、申合せに従い15名以内とし、委員長において一般傍聴者の入室を許可いたします。

本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元に配付いたしました議題に従い会議を進めてまいります。

なお、当局におかれましては、反問権を行使される場合には、意思表示を明確にされ、論点を整理して反問されますようよろしくお願いいたします。また、反問を終了する場合

にも意思表示を明確にされますよう、よろしくお願いいたします。

では、初めに、議案第1号 豊明市手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者から説明を求めます。

杉浦課長。

○市民課長（杉浦由季君） 議案第1号 豊明市手数料徴収条例の一部改正について御説明いたします。

この案を提出いたしますのは、戸籍法の一部改正の施行に伴い、必要があるからです。

それでは、主な改正内容について、新旧対照表のほうで御説明いたしますので、議案第1号参考資料の1ページを御覧ください。

今回の改正につきまして、第2条第1号及び第2号では、本籍地が豊明市以外の戸籍謄本等の広域交付を可能とするため、根拠法令として、120条の2第1項を加えます。

下段、第5号及び第6号では、戸籍届出書の記載事項等の証明だけでなく、届出等情報の内容に係る証明書等を追加するため、根拠法令として、120条の6第1項を加えます。

続きまして、2ページの下段、第30号及び第31号につきまして、戸籍、除籍証明書を行政機関へ提出する代わりに、戸籍、除籍証明書提供用識別符号を行政機関に提出することで、戸籍、除籍の電子証明書の提供を可能とするため、識別符号の発行に係る手数料の規定として号を追加しています。

附則としまして、この条例は令和6年3月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（郷右近 修議員） 理事者からの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 今回の条例改正で、他市町でも戸籍が取れるということで、広域交付が可能にするような条例改正になってますけども、まず、どのような仕組みで他の自治体の窓口で取得できるようになるのでしょうか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

杉浦課長。

○市民課長（杉浦由季君） 今回は、まず、窓口で、本来であるならば、戸籍の謄本等を行政機関のほうに提出しなければいけない。それを、戸籍を不要とすることから、行政機関のほうでは、直接戸籍システムのほうにアクセスすることができませんので、今回この

識別符号というものをを用いて戸籍の情報を提供されるということになります。

（広域交付になったら、普通に窓口で取るだけなのかの声あり）

（どうやって取れるかということの声あり）

（言えばマッチングして取るだけなのの声あり）

○総務委員長（郷右近 修議員） 続けてください。

○市民課長（杉浦由季君） 失礼いたしました。

広域交付につきましては、今までの戸籍の謄本の請求と同じでございます。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 今までの、請求する市民からしたら同じかもしれませんが、今まで
は自治体で、戸籍っていうのは、本籍のある自治体で戸籍を管理していたと思うんです。
他の自治体で、ほかの自治体にある本籍まで取得できるようになるのがこの広域交付かな
と思うんですけど、その仕組みがどういうふうになってるかっていうことを説明してくだ
さい。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

杉浦課長。

○市民課長（杉浦由季君） 失礼いたしました。

今回改めて、法務省のほうで新しいシステムを構築しました。そちらに、副本というこ
とで戸籍の情報データを持つことになります。そちらにアクセスすることで広域の交付が
可能となります。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はござい……。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 その戸籍情報の管理、副本を法務省のほうでということで今聞いた
んですけども、実際の原本は各自治体なのかなと思うんですけど、副本は法務省が管理す
るっていうような、そういうイメージでいいですか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

杉浦課長。

○市民課長（杉浦由季君） 委員のおっしゃるとおりです。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 戸籍謄本の取得なんですけども、これは、本人確認というのは必ず義務づけられているのかということと、例えば、先ほどあった識別符号、それ、発行してもらったら、ほかの方でも確認できるというか、取得できるようなものなのか、その辺りの説明をお願いします。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

杉浦課長。

○市民課長（杉浦由季君） まず、戸籍謄本等による本人確認なんですけど、写真付きの身分証明であるならば1点、写真がない場合は2点確認と通常どおりでございます。ただし、広域交付に関しては、御本人のみの交付になりますので、厳格に写真付きの身分証明がないと交付のほうはできません。

識別符号についてですけれども、こちらのほうは、詳細のほうはまだ決まっておりませんが、通常どおりの確認になると思っております。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

議長。

○鵜飼貞雄委員 符号のほうでお尋ねしたいんですけども、この制度自体の導入っていうのは、もうどれぐらい前から行われているものなんですか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

杉浦課長。

○市民課長（杉浦由季君） このようなことを行うことで、戸籍法の改正に伴う改修のほうで、令和4年度から予算のほうをつけさせていただき改修のほうは行っておりますが、令和元年度からこのような改正のことは検討されておりました。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

議長。

○鵜飼貞雄委員 関連して。

ほかの自治体でもどうですか。こういったものの導入の実績っていうのは進んでいる感じなんですか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

杉浦課長。

○市民課長（杉浦由季君） 全国一律のお話でございますので、御検討されているかと思
います。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

すいません。岡島委員。

○岡島ゆみこ委員 3月1日と近々なんですけれども、これを告知してるのはどのような
……。

（マイクをの声あり）

○総務委員長（郷右近 修議員） マイクを近づけてください。

○岡島ゆみこ委員 3月1日で施行日が近々にありますが、これを告知してる方法とか、
これはどのように皆さんに知らされるとかっていうのは。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

杉浦課長。

○市民課長（杉浦由季君） 今回、本会議でお認めいただく話ですので、申し訳ありませ
ん、広報についてはちょっと間に合っておりませんので、まず、SNS等で発信してい
きたいと思っております。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 この識別符号のほうなんですけども、こちらもほかの自治体、いろ
んな自治体で取得することっていうのは可能っていう理解でいいですか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

杉浦課長。

○市民課長（杉浦由季君） こちらの識別符号につきましては、本籍地のみの対応だと思
います。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 先ほど、副本が法務省のシステムのほうで管理してっていうところがあったと思うんですけども、何か国とか政府がそういった戸籍の情報を確認したりとか、利用するルールだったりとか、そういったのって定められてるんですか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

杉浦課長。

○市民課長（杉浦由季君） 特にそのような、国や政府のほうで戸籍の内容を確認するというルールのほうは聞いておりませんので、分かりかねます。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 この戸籍情報を取得するときに、いろいろ転居してたりとか、それで、いろんなところの自治体に本籍がある人もいると思うんですけど、その人の出生から遡って、全て1つの自治体で取得できるというようなイメージでいいですか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

杉浦課長。

○市民課長（杉浦由季君） 委員のおっしゃるとおりでございます。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 今まで自治体で戸籍情報を管理してたのが、法務省と国のほうでも管理するということで2つになると思うんですけど、この戸籍情報がもし情報漏えいしてしまった場合っていうのは、どこがどういうふうな責任を取るような感じなんですか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

杉浦課長。

○市民課長（杉浦由季君） セキュリティーにおいては、従来どおり対策は施されていると思っております。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。よろしいですか。

(進行の声あり)

○総務委員長（郷右近 修議員） それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 この第1号議案ですけども、非常に迷ったんですけども、反対したいと思います。

転居とか結婚等で広域交付ができるっていうことで、非常に利便性が向上されるっていうことは賛同できますし、理解ができます。

また、国が法改正して、システムも構築してということで、自治体としてはやらざるを得ないのかなというところも理解ができるんですけども、やっぱり戸籍情報というのは、やっぱり非常に重要な情報だというふうに思うんですね。いろいろ調べてみますと、そういった戸籍情報の売買をしていたりとか、そういった事件もあるようです。そうした中で、国と自治体で管理すると。さらに、国がそういうふうにシステムを集約してしまうっていうことが、情報漏えいの危険性がやっぱり高まるっていうことだったりとか、まだその辺の管理とかも、例えば、マイナンバーカードでコンビニで交付するときに別の人が出てきてしまったりとか、そういった事件もあったり、その辺の管理がまだまだ国のほうも十分ではないのかなというところがあります。

さらに、もしかしたら将来的には、企業のほうで活用されたりとか政治的な利用をされる、そういう危険性もあるんじゃないのかなと思って、そういったことで、国が全て一元的に戸籍情報を管理してしまうということは、ちょっと危険なんじゃないのかなというふうに思って反対したいと思います。

○総務委員長（郷右近 修議員） ほかに討論はございますか。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 議案第1号について、賛成の立場で討論いたします。

確かにセキュリティーの面で危惧されるところもあるっていうのは重々承知しておりますが、先ほどの答弁では、その発行に際して、他自治体で発行する際は写真付きの証明書が必須であるということ、それであれば、今までどおりの交付とさほど変わらないかなっていうふうには思っております。

あとは、広域交付できるということなので利便性の向上にはつながると思いますし、1個だけ気になっていたのが識別符号のこと。新設っていうことですので、内容を理解されていない市民の方も多いと思いますし、また、この符号を発行してからの有効期限、そういったものもあるかと思うので、そういったものが皆様の分かるように周知していた

できればなど。マイナンバーカードでコンビニで発行するときも、あれ、本当は最初に何か登録しないと発行できないよというのでも知らずに行かれた方もいらっしゃるって聞きますので、その辺りの周知だけお願いします。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） ほかに討論はございますか。

（進行の声あり）

○総務委員長（郷右近 修議員） それでは、討論を終結し、採決に入ります。

議案第1号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

（賛成者挙手）

○総務委員長（郷右近 修議員） ありがとうございます。

賛成多数でございます。よって、議案第1号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第2号 豊明市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件につきましても、理事者からの説明を求めます。

杉浦課長。

○市民課長（杉浦由季君） 議案第2号 豊明市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について御説明いたします。

この案を提出いたしますのは、個人番号カード用利用者証明用電子証明書だけでなく、移動端末設備スマートフォン用利用者証明用電子証明書を用いて、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機において印鑑登録証明書を申請し交付をすることができるようにするため、必要があるからです。

それでは、内容について御説明いたしますので、1枚おめくりください。

今回の改正につきまして、個人番号カード所持者について、個人番号カードの電子証明書を移動端末設備に搭載することが可能となったことにより、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機において、個人番号カードだけでなく、移動端末設備用利用者証明用電子証明書を用いて印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる規定を追加するため、第10条の2を全部改正いたします。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（郷右近 修議員） 理事者からの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 1点伺いたいと思います。

スマートフォンにそういった個人番号カードの、それを入れることによって、スマホを持ってさえすればコンビニでも発行できるよということだと思っんですけども、実際、コンビニでの多機能端末で、かざすだけでできるわけじゃないですよ。何かしらセキュリティー的な面も、パスワードとかが必要になるとか、何かそういったところって、もう実際、具体的にもしそういったのが出ているのであれば、分かる範囲で教えてください。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

杉浦課長。

○市民課長（杉浦由季君） スマートフォン用の利用者証明用電子証明についても、暗証番号の入力が必要になってきます。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁が終わりました。

ほかに質疑はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 今回、スマートフォンに電子証明書を掲載するための条例改正ですけど、搭載できるスマートフォンの種類がアンドロイドのOSだけというふうには聞きましたけども、その理由と、利用者のうちアンドロイドで、これ、活用できる方っていうのはどれぐらいの割合なんでしょうか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

杉浦課長。

○市民課長（杉浦由季君） i P h o n e については、今、国のほうが働きかけをしている状態と聞いております。

そして、アンドロイドのスマホの所持率については、23年の8月現在なんですけれども、30.6%というふうになっております。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 市として、スマートフォンに電子証明書を掲載している方がどれぐらいいるとか、電子証明書、スマホに電子証明を掲載してコンビニで発行している人は

どれぐらいいるかとか、そういったことっていうのは把握できるんですか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

杉浦課長。

○市民課長（杉浦由季君） スマートフォンに搭載しているというような件数の把握は、市役所ではいたしかねます。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 ということは、今、たしかこれ、報道で、12月20日から都内で試行的のような形でできるようになってるかと思うんですけども、それでどれぐらい発行されてるか、どのような状況とか、その辺りは分からないっていうふうなんですかね。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

杉浦課長。

○市民課長（杉浦由季君） 申し訳ございません。分かりかねます。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑……。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 これもまたマイナンバーカードのときと同じで、別の人の物が発行されてしまったりとか、そういったエラーだったりとか、不具合とか、そういったことが起こった場合ですけど、これはどこがどういうふうな責任を取るような予定なんですか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

杉浦課長。

○市民課長（杉浦由季君） マイナンバーカードと同じシステムを使いますので、エラーのほうは発生しないと思っております。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 昨日ですか、全国展開が開始されてるということだと思うんですけども、全てのコンビニではなくて、やはり一部の、何とか何とかさん、何とかマートさんとかみ

たい。なので、全部の店舗、会社っていうか、ではなくて、一部っていうふうなんですかね。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

杉浦課長。

○市民課長（杉浦由季君） 委員のおっしゃるとおり、大手の2社のみが利用可能となります。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。ございませんか。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 それに付随して、大手2社以外の、例えば、ところも、今後そういったのができるようになったりするとか、そういった情報って入ってるんですか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

杉浦課長。

○市民課長（杉浦由季君） そのような情報のほうは入っていないんですけども、将来的にはそうなると思います。

以上です。

（ありがとうございましたの声あり）

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

（進行の声あり）

○総務委員長（郷右近 修議員） それでは、以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 こちらの議案も反対したいと思います。

スマートフォンで発行できるようにということなんですけども、やはり先ほどの質疑であったように、スマートフォンのOS自体も一部であり、コンビニもまだ一部ということで、先月12月20日から試行的にやっているような段階。まだまだそういったことを考えると、利便性の向上という点ではちょっとまだ薄いんじゃないかなと。

印鑑証明ということで考えると、やっぱり非常に重要な書類でありますので、スマートフォンで簡単に発行できるというのはいいような気はするんですけども、そういった悪用であったりとか、スマートフォンの紛失だったりとか、なりすましとか、そういったリス

クもかなり高いのではないかなと。

また、コンビニの交付での、やっぱり誤交付っていうのも他の自治体ではありましたが、そういったトラブルもまた今後、こういったスマートフォンでの電子証明っていうことでやると、そういったことも発生してくるのではないかなというふうなことを考えられます。

さらに、その先はスマートフォンに健康保険証を掲載とか、そういったことも政府のほうでは何か準備されてるようなんですけども、そういった点でも、やっぱり別の人の保険情報が共有されているとか、そういった事件も聞きますし、まだまだ医療機関での端末エラーとか、そういったこともたくさん起こっているということも聞きます。

そういった点、様々な問題点がまだまだ解決されてない中で急いで条例改正すると、やっぱりいろんな不具合が起こるようなことは考えられますので、まだこれは条例改正すべきじゃないというふうに考えて反対したいと思います。

○総務委員長（郷右近 修議員） ほかに討論はございますか。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 では、議案第2号について賛成の立場で討論いたします。

我が国は世界的に見ると、どちらかというともまだデジタル後進国でありまして、ほかの世界に目を広げてみれば、本当に手にチップを入れて、それで全て何でも解決できるよとか、そういったのもある中で、やはり何かしら一歩でも前に進み出す、その第一歩っていうのが重要だというふうに私は考えております。

ですので、答弁の中から、まだコンビニに関しても2社、i O Sもまだ使えないっていうこともあります。今後、そういったところも、当然ながら国のほうとしては利用できるように、利便性向上のためにできるように、そういったために動いていると思いますので、そういった第一歩を踏み出さない限りずっとこのままだというのも、今後の日本の将来のことを考えるとよくないと思います。そういった面では、セキュリティーの面だけ、やはりどうしても気になる部分はございますので、その点だけは重々注意していただいてやっていただければと思います。

以上の理由で賛成です。

○総務委員長（郷右近 修議員） ほかに討論はございますか。

（進行の声あり）

○総務委員長（郷右近 修議員） では、以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第2号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（郷右近 修議員） ありがとうございます。

賛成多数でございます。よって、議案第2号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第3号 令和5年度豊明市一般会計補正予算（第11号）のうち、本委員会所管部分についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者からの説明を求めます。

浦課長。

○財政課長（浦 倫彰君） 議案第3号 令和5年度豊明市一般会計補正予算（第11号）のうち、財政課所管部分について御説明申し上げます。

5ページ、6ページをお願いいたします。

歳入の19款 繰越金の前年度繰越金1億8,603万7,000円は、このたびの補正予算の一般財源となるものです。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（郷右近 修議員） 理事者からの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 ちょっと1点だけ確認です。

1億8,603万7,000円ということで、前年度繰越金、恐らく物価高騰の臨時交付金に振り替えるかなというふうに思うんですけども、どれぐらいの金額を振り替えて、どのぐらいがこの繰越金のままになる予定でしょうか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

浦課長。

○財政課長（浦 倫彰君） 基本的に同事業については、御指摘の交付金が充当される、最終的には入ってくるものというふうに考えております。

終わります。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 振り替えるということで、どれぐらいの金額を振り替えるか。全額なのか、どうなのか、幾らなのか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

浦課長。

○財政課長（浦 倫彰君） 全額です。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

それでは……。

（後にしますの声あり）

○総務委員長（郷右近 修議員） では、林……。

（発言する者あり）

○総務委員長（郷右近 修議員） ちょっとお待ちください。ありますか。

（先ほどの答弁についての声あり）

○総務委員長（郷右近 修議員） じゃ、浦課長。

○財政課長（浦 倫彰君） 1点、すいません、補足をいたします。

今回、失礼しました、扶助費の中で、8ページの説明欄で御確認をいただければというふうに思うんですが、林委員からの御質問が今回、低所得者の支援ということであれば、私が説明いたしましたとおり、10分の10が最終的には国から措置されるというところでございます。

医療扶助費については、もともと別の制度でございますので、それは、交付金とは関係のないものが医療扶助費として入っておりますので補足をさせていただきます。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） じゃ、質疑してください。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 すいません、確認です。

これ、1億8,603万7,000円と。このうち、6,000万だけそのまま繰越金残って、それ以外が臨時交付金と、そういう理解でいいですか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁できますか。

浦課長。

○財政課長（浦 倫彰君） それでは、1億8,603万7,000円がどういったものが当たっているかということ、一応改めて御説明をさせていただきます。

まず、予算書8ページを御確認をお願いいたします。

予算書8ページ上段の難聴高齢者機器購入助成費49万5,000円は一般財源ですので、これは繰越金を充当させていただいております。

続いて、下段の扶助費の中の1億8,554万2,000円、一般財源のところに書いてあるもの、

これが繰越金が充当をされております。

さらに、冒頭の御説明にお答えをいたしますと、この１億8,554万2,000円のうち、医療扶助費は御指摘の交付金の対象外でございますので、1,500万円分は医療扶助費の一般財源が当たっておりますので、そこは交付金では措置されないという形になっております。

繰越金の全体像としては以上になります。

終わります。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。ございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（郷右近 修議員） それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。ありませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（郷右近 修議員） それでは、討論を終結し、採決に入ります。

議案第３号のうち本委員会所管部分については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（郷右近 修議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第３号のうち本委員会所管部分については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書については私に御一任願えるでしょうか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（郷右近 修議員） ありがとうございます。

委員会報告書は、例に従い提出をさせていただきます。

慎重な御審査、お疲れさまでございました。これにて総務委員会を閉会いたします。

午前１０時５３分閉会